主対の原判決を破棄する。

つた違法があるものというのほかない。

本件を熊本地方裁判所八代支部に差し戻す。

理 由

検察官の控訴趣意は。検察官提出の控訴趣意書記載のとおりである。 右に対する判断。

所論のように原判決は、「被告人がA、B、Cを同女等のたのみに応じて当時被告人の姉Dが従業婦として稼働していた佐賀県三養基郡a町の特殊飲食店EEとた方に公訴事実に記載の日時に夫々連れて行つたこと及同女等がいづれも同店に於て売淫行為を内容とする女給として働くことになつたことは認められるけれどももとして働くことになったことは認められるけれどもものは、従って被告人が本件起訴にかかる職業紹介を為したとの点については、一緒局犯罪の証明がない・・・・」ものとして、被告人に対し無罪を言い渡したいところで、原判決が、本件について犯罪の証明がないとするのは、「雇用関係のよころで、原判決が、本件について犯罪の証明がないとするのは、「その斡旋」の証明を欠くという趣旨であるのか、或いは、「その斡旋」の証明を欠くという趣旨であるのか、或いは、「その斡旋」の証明を欠くという趣旨であるのか、可以は、「その斡旋」の証明を次とに、方を記述を記述を記述を記述を言いる。

まず、原審公判における証人下、同Dの供述原審裁判官の面前における証人 日日の供述、 日日の供述、 日日の供述等官の面前における日本として、 日日の供述等官の面前における日本のは、 日日の供述等官の正式の料亭は、 日日の供述等によれば、 日日の供述等である。 一日の供述等では、 日日の供述等では、 日日の供述等では、 日日の共享には、 日日の共享には、 日日の共享には、 日日のおりに基本のは、 日日のおりには、 日日の本のは、 日日のは、 日田のは、 日田のは、

次に、前記引用の証拠のほか、Fの検察官に対する供述調書、被告人の司法警察 員、検察事務官(第一、二回)検察官に対する各供述調書、被告人の原審における 供述の一部、並びに押収にかかる被告人あてFの封書、はがき(証第三号ないし証 第一〇号)の記載等を綜合すれば、被告人とFとの関係は被告人の父高嶺において 戦時中まで周旋業を営み、特殊飲食店の女給(接客婦)を世話していた頃、Fが被 告人方に出入りしていた当時以来の知合であり、なお、被告人の姉千恵子が、昭和 一七年頃約一年間及び昭和二三年四月以来同二八年五月までの間引き続きF方に従 業婦として働いていたので、被告人はかねてF方に幾回となく往復し親交があつた事実、被告人は、かねてF及び同人の妻Gから直接に口頭又は書信をもつて、或いは、被告人の姉千恵子を通じて間接に、F方に従業婦として働くべき女の物色、身 許調査方等、女の雇入についての世話をしてもらいたい旨の依頼を受けていた事 実、被告人は、公訴事実記載のA、B、Cの三名から、それぞれ、従業婦として働 きたいから世話してもらいたいとの旨の依頼を受け、同女ら三名を伴い、熊本県八 代郡b町の被告人居宅附近から汽車で佐賀県三巻基郡a町F方に同道して同人に紹 介した事実、その結果その都度直ちに、同女ら三名とFとの間に、前段説示のよう 人F、同Dらの証言の一部に、被告人の右弁解に符合するような供述もあるのであ 被告人の右弁解やこれに符合する証人の供述部分をそのまま措信して、被告 人は単に道案内をしたのに過ぎなかつたものであると認定するのは、前記の各証拠 に照らして著しく不合理である。尤も、前記三名の従業婦とFとの間における雇用 契約締結の際、被告人がその現場に立会してこれに関与介入した事実については、

これを認定するに足りる明確な証拠が存しないのであるが、そのことの故に直ちに雇用関係成立あつ旋の事実の証明なしと断じ去るのは当らな〈要旨第一〉い。職業受定法第五条にいう、雇用関係の成立をあつ旋するとは、求人及び求職の申込をのでするとは、求人及び求職の申込をの間に介在し、両者間における雇用関係成立のをの便宜をはかり、その成立を容易ならしめる行為一般を指称し、雇用当との原成立の現場にあって直接これに求人者にあるのは、本の自己を受けるのは、を受けるのは、であるのは、であるのは、であるのは、であるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるにであり、その成立を容易ならしの成立をのがならにであるに関係があるとのとのであるというのがない。に、事実誤認か若しくは法令適用の違法があるものというの外ない。

そして、以上の違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、この点に関する論旨は理由があり原判決は破棄を免かれない。

〈要旨第二〉なお、職権をもつて調査するのに、本件公訴事実は、起訴状に示され た訴因及び罰条に明らかであるよう〈/要旨第二〉に、職業安定法第六三条第二項違反 の罪であって、その法定刑は、一年以上十年以下の懲役又は二千円以上三万円以下の罰金である。選択刑として罰金が定められている罪であるから、裁判所法第三三条により、罰金刑を科すべき事件として、簡易裁判所に裁判権のあることは言をまたない。しかし、本件公訴は、熊本地方裁判所八代支部に提起されている。検察官 としては、罰金刑を科すべき事件でないものとして公訴を提起したものと認めら れ、現に、検察官は懲役一年を求刑している。このような事件は、これを地方裁判 所の合議体で取り扱うべきであるか、一人の裁判官で取り扱い得るかは、これに関 する裁判所法第二六条の文面上必ずしも明白でないものがある。同条の文理のみに ではない。同条第二項所定の死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪とは選択刑として罰金が定められている罪を包含しないと解する余地があり、従つて、選択刑としで罰金が定められている罪にかかる事件は、同条第一項により、一人の裁判官でこれを取り扱い得ると解する余地があるからである。の みならず各本条所定の刑の最下限は、一般にその罪全体としての本来の刑責分量の 最下限を示すものであるという見解は、右の解釈に一の支持を提供するかにも見え る。しかし、事件の審判上、被告人の利益保護のために期待される慎重さの点にお いて、事件が一人の裁判官で取り扱われるよりも、合議体で取り扱われる方がはるかに鄭重であり、従つて、被告人に有利であることは論なく、既に事実上選択刑として定められている罰金刑を科すべき事件でないものとして公訴が地方裁判所に提 起され、一応一年以上の懲役刑を科すべき事件として取り扱わるべき現実的な地位 に置かれる被告人の立場からすれば、それが抽象的な法定刑に基因するのであろうと、検察官の具体的な起訴の結果に基因するのであろうと何等実質的な差異はない ものといわざるを得ず、このような実態に着目し、訴訟における被告人の利益保護 の方面を重視して合理的な解釈を求めようとするときは、裁判所法第二六条に関す る前記の文理解釈には、にわかに賛同し難いものがあり、本件についてはよろしく 合議体によつて審理裁判すべきであり、一人の裁判官によつて審理裁判すべきでは ないと解せざるを得ない。原審がこれを一人の裁判官によつて審理裁判をしたの は、法律に従って判決裁判所を構成しなかつた違法があるものというのほかない。 よつて、刑訴第三九七条、第三八二条、第三八〇条、第三七七条に従い原判決を 破棄し、刑訴第四〇〇条本文に則り本件を熊本地方裁判所八代支部に差し戻すべき ものとする。

以上の理由により主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 筒井義彦 裁判官 柳原幸雄 裁判官 岡林次郎)